13 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合（14の場合を除く。）にあっては、その旨	（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う旨）
14 第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うときにあっては、その旨	（第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う旨）
15 13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨	（13又は14の場合のほか、高速取引行為を行う旨）
16 ［略］	
17 ［略］	
18 ［略］	
19 ［略］	
20 ［略］	
21 ［略］	
22 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称	（国内における代理人の氏名、商号又は名称）

（注意事項）

［１・２　略］

３　「２　商号又は名称」欄及び「３　氏名」欄

［⑴・⑵　略］

⑶　外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（　）書きで併せて記載することができる（「22　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

⑷　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を（　）書きで併せて記載することができる。（「22　金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）

４　［略］

［（第３面）～（第11面）　略］

［項を加える。］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
13 ［同左］	
14 ［同左］	
15 ［同左］	
16 ［同左］	
17 ［同左］	
18 ［同左］	
［項を加える。］	

（注意事項）

［１・２　同左］

３　「２　商号又は名称」欄及び「３　氏名」欄

［⑴・⑵　同左］

⑶　外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、「３　氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

⑷　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「３　氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

４　［同左］

［（第３面）～（第11面）　同左］